



うちなー健康経営宣言

第1140号

令和 4 年 11 月 4 日 登録
令和 年 月 日 更新

代表者メッセージ

安全を最優先とする建設業にあつて、日々の健康管理は特に重要であり、社員が幸せで活力ある企業であり続けるためには社員の「健康」が最も重要であると捉えています。そのため、社員の健康管理として「健診の受診」「健診後の保健指導」「2次健診の受診」の確実な実施について積極的に取り組んでまいります。

取組事項

1. 労働安全衛生法や高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、年1回以上、該当する従業員全てに健康診断を受診させる。
2. 健康診断の結果、健康保持に努める必要がある従業員に対し、保健指導又は特定保健指導を受けさせる。
3. 健康診断の結果、有所見となった従業員の必要な措置について、医師の意見を聴いた上で、就業上の必要な措置を行う。
4. 健康診断結果において、再検査や治療を要請されたら、必ず受診させ、その報告を提出させることについて、就業規則に盛り込む。
5. 従業員に対して健康意識を向上させる取組みを行う。
6. 禁煙や受動喫煙防止に取り組む。
7. 血圧管理に取り組む。
8. 感染症予防に取り組む。
9. メンタルヘルス対策に取り組む。
10. 治療と仕事の両立支援に取り組む。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。